

浄化槽保守点検業者登録申請等手続案内

広島県環境県民局循環型社会課

令和3年11月改訂

浄化槽保守点検業者登録申請等手続案内

1 主旨

「広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下、「条例」という。）」により、広島県の区域（広島市、呉市及び福山市の区域を除く。）内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、広島県知事の登録を受けなければなりません。

2 登録申請

浄化槽保守点検業の登録を受けようとする者は、登録の申請が必要です。

(1) 提出書類

- ア 浄化槽保守点検業者（登録・更新の登録）申請書（別紙1）
- イ 必須の添付書類
 - (ア) 申請者及びその役員等が条例第6条第1項に規定する登録の拒否要件に該当しない旨の誓約書（別紙2）
 - (イ) 営業所ごとに備える器具の証明書（別紙3）
 - (ウ) 清掃業者との連絡に関する書類（別紙4）
 - (エ) 浄化槽管理士免状の写し
 - (オ) 住民票の抄本又はこれに代わる書類（法人にあっては登記事項証明書）
 - (カ) 営業区域を示す図面（営業区域については、20万分の1程度の図面とすること。）
 - (キ) 営業所の位置を示す図面（付近見取図とすること。）
 - (ク) 浄化槽管理士の研修計画及び研修受講状況（別紙5）
- ウ 必要に応じて添付する書類
 - (ア) 浄化槽管理士に複数の営業区域を兼任させる場合にあつては、当該営業区域における浄化槽の設置基数が少ない等、相当の理由を記載した書類
 - (イ) 浄化槽管理士の営業区域の兼任に係る誓約書（「見込みを超える契約基数になったときは、管理士と営業所を増やして対応する」等、状況に応じて対策を講じる旨を記載すること。）

(2) 提出先及び提出部数

主たる営業所の所在地による、申請書等の提出先及び提出部数は次のとおりです。

主たる営業所の所在地	提出先	提出部数
広島市にのみ営業所がある場合	環境県民局循環型社会課	1部
大竹市，廿日市市	西部厚生環境事務所	
安芸高田市，府中町，海田町，坂町，熊野町，安芸太田町，北広島町	西部厚生環境事務所広島支所	

江田島市，呉市にのみ営業所がある場合	西部厚生環境事務所呉支所	
竹原市，東広島市，大崎上島町	西部東厚生環境事務所	
三原市，尾道市，世羅町	東部厚生環境事務所	
府中市，神石高原町，福山市にのみ営業所がある場合	東部厚生環境事務所福山支所	
三次市，庄原市	北部厚生環境事務所	

ア 広島市，呉市又は福山市にのみ営業所が所在する場合は，それぞれ，環境県民局循環型社会課，西部厚生環境事務所呉支所又は東部厚生環境事務所福山支所へ提出してください。

イ ア以外の場合は，主たる営業所が所在する市町を管轄する厚生環境事務所（又は同支所）へ提出してください。

3 更新の登録申請

登録の有効期間は3年間ですので，登録期限後も引き続いて営業を行おうとする場合は，更新登録を受けなければなりません。

登録の更新申請は，登録証に記載の「登録有効期間」の満了日30日前までに行う必要があります。

(1) 提出書類

ア 浄化槽保守点検業者（登録・更新の登録）申請書 （別紙1）

イ 必須の添付書類

(ア) 申請者及びその役員等が条例第6条第1項に規定する登録の拒否要件に該当しない旨の誓約書 （別紙2）

(イ) 営業所ごとに備える器具の証明書 （別紙3）

(ウ) 清掃業者との連絡に関する書類 （別紙4）

(エ) 浄化槽管理士免状の写し

(オ) 住民票の抄本又はこれに代わる書類（法人にあっては登記事項証明書）

(カ) 営業区域を示す図面（営業区域については，20万分の1程度の図面とすること。）

(キ) 営業所の位置を示す図面（付近見取図とすること。）

(ク) 既存の登録証（原本）

(ケ) 浄化槽管理士の研修計画及び研修受講状況 （別紙5）

(コ) 浄化槽管理士の研修の受講証明書の写し（直近の有効期間内に受講した研修の受講証明書に限る。）※令和5年4月1日以降適用

ウ 必要に応じて添付する書類

(ア) 浄化槽管理士に複数の営業区域を兼任させる場合にあっては，当該営業区域における浄化槽の設置基数が少ない等，相当の理由を記載した書類

- (イ) 浄化槽管理士の営業区域の兼任に係る誓約書（「見込みを超える契約基数になったときは、管理士と営業所を増やして対応する」等、状況に応じて対策を講じる旨を記載すること。）
- (2) 提出先及び提出部数
登録の申請の場合と同じです。

4 変更の登録申請

登録の有効期間内において、営業区域を拡大しようとする者は、変更の登録申請が必要です。

- (1) 提出書類
 - ア 浄化槽保守点検業者変更の登録申請書 (別紙6)
 - イ 必須の添付書類
既存の登録証 (原本)
 - ウ 必要に応じて添付する書類
2 - (1) - イ及びウのうち、イの(ア)及び(カ)並びにウの(イ)以外で変更が生じる書面のみを添付してください。
- (2) 提出先及び提出部数
登録の申請の場合と同じです。

5 記載事項変更の届出

登録申請書の記載事項に変更（営業区域の拡大は除く。）が生じた場合は、30日以内に届出が必要です。

- (1) 提出書類
 - ア 浄化槽保守点検業者登録申請書の記載事項変更届出書 (別紙7)
 - イ 添付書類
変更の種類ごとに次の書類が必要です。

変 更 事 項	添 付 書 類
氏名又は名称の変更	・住民票の抄本又はこれに代わる書類（法人にあっては、登記事項証明書）
住所の変更	
法人の代表者氏名の変更	※届出と同時に登録証の書換え交付申請が必要です。
営業所の名称及び所在地の変更	・登記事項証明書 （商業登記の変更を必要とする変更の場合に限る。） ・営業所の付近見取図
法人の役員の変更	・2-(1)-イのうち(ア)誓約書 （変更に伴い、追加される役員のみ。） ・登記事項証明書
営業区域の名称及び数の変更	・営業区域を示す図面 ※届出と同時に登録証の書換え交付申請が必要です。

営業所に置く浄化槽管理士の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号の別紙 (変更前と変更後を対比させること。) ・浄化槽管理士免状の写し ・浄化槽管理士に複数の営業区域を兼任させる場合にあっては、当該営業区域における浄化槽の設置基数が少ない等、相当の理由を記載した書類
-----------------	---

- (2) 提出先及び提出部数
登録の申請の場合と同じです。

6 廃業等の届出

浄化槽保守点検業の廃業等をした場合、次に掲げる者の届出手続きが必要です。

廃業等の内容	届出者
死亡	相続人
法人の合併による消滅	役員であった者
法人の破産による解散	破産管財人
法人の合併又は破産以外の事由による解散	清算人
浄化槽保守点検業の廃止	浄化槽保守点検業業者であった個人又は浄化槽保守点検業業者であった法人の役員

- (1) 提出書類
- ア 浄化槽保守点検業の廃業等届出書 (別紙8)
 - イ 既存の登録証 (原本)
- (2) 提出先及び提出部数
登録の申請の場合と同じです。

7 登録証の書換え交付又は再交付申請

登録証の記載事項に変更が生じた場合 (5 - (1)の記載事項変更届出書と同時に提出してください。) 及び登録証を破り、汚し、又は失った場合は、登録証の書換え交付又は再交付申請が必要です。

- (1) 提出書類
- ア 浄化槽保守点検業者登録証 (書換え・再) 交付申請書 (別紙9)
 - イ 既存の登録証 (原本)
- (2) 提出先及び提出部数
登録の申請の場合と同じです。

8 登録簿の謄本交付又は閲覧の請求

登録簿の謄本交付又は閲覧を請求しようとする者は、登録簿の謄本交付又は閲覧の請求書が必要です。

- (1) 提出書類
 - ア 浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付請求書 (別紙 10)
 - イ 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧請求書 (別紙 11)
- (2) 提出先, 提出部数及び閲覧場所
 - ア いずれかの厚生環境事務所(支所)又は環境県民局循環型社会課へ1部提出してください。
 - イ 登録簿の閲覧場所は, 請求書の提出先の厚生環境事務所(支所)又は環境県民局循環型社会課です。

9 標識の掲示

浄化槽保守点検業者は, 営業所ごとに次のような標識を掲げなければなりません。

- ・ 浄化槽保守点検業者登録票 (別紙 12)

10 帳簿の備付け

浄化槽保守点検業者は, 営業所ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備え, 記載し, 及びこれを保存しなければなりません。

- (1) 浄化槽保守点検業務の受託状況に関する事項
 - ア 浄化槽の管理者氏名及び設置場所
 - イ 建築物の名称及び用途
 - ウ 浄化槽の規模(処理対象人員)及び処理方式
 - エ 浄化槽の製造業者名及び型式
 - オ 浄化槽の保守点検業務の契約年月日
 - カ 浄化槽管理者が清掃を委託している清掃業者名
- (2) 浄化槽保守点検業務の実施状況に関する事項
 - ア (1)のアからイまで
 - イ 浄化槽の保守点検業務の実施年月日
 - ウ 浄化槽の改善事項及び指導事項
 - エ 浄化槽の保守点検業務を実施した, 又は実地に監督した浄化槽管理士の氏名

11 報告

浄化槽保守点検業者は, 保守点検業務の実施状況(改善事項, 指導事項のある浄化槽のみ)については毎月1回, 受託状況については毎年度1回, 報告しなければなりません。

- (1) 浄化槽保守点検業務受託状況報告書
 - ア 報告内容 一年度の業務受託状況(4月1日から翌年3月31日まで)
 - イ 報告期限 翌年度の4月10日まで
 - ウ 提出書類
 - (ア) 浄化槽保守点検業務受託状況報告書 (別紙 13)

(イ) 添付書類（帳簿の写し又はこれに代わるもの）

※エクセル帳票の様式は、広島県のホームページからダウンロードできます。

エ 提出方法

広島県電子申請システムを利用して提出してください。これにより難しい場合は紙により提出してください。

オ 提出先及び提出部数

登録の申請の場合と同じです。

(2) 浄化槽保守点検業務の実施状況に関する事項

ア 報告内容 一か月の業務実施状況

イ 報告期限 翌月の10日まで

ウ 提出書類 浄化槽保守点検業務実施状況報告書 (別紙 14)

エ 提出方法

広島県電子申請システムを利用して提出してください。これにより難しい場合は紙により提出してください。

オ 提出先及び提出部数

登録の申請の場合と同じです。

12 登録申請等の手数料

次に掲げる登録申請等をしようとする場合は、それぞれに掲げる金額の手数料を現金納付しなければなりません。

手数料額

申請等	手数料額 (円/件)
浄化槽保守点検業の登録の申請	35,000
浄化槽保守点検業の更新の登録の申請	32,000
浄化槽保守点検業の変更の登録の申請	20,000
登録簿の謄本交付の請求	1,000
登録証の書換え交付又は再交付の申請	2,500

登録申請書等の記載上の注意

- 1 ※印の欄は、何も記入しないでください。
- 2 注の欄の事項をよく読んで記入してください。

別記様式第1号 (第2条関係)

手 数 料 欄

※登録番号	第 号
※登録年月日	年 月 日

浄化槽保守点検業者^登更新^録の登録申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号(〒 -)
 申請者 住 所
 氏 名
 電話番号() -
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条^{第1項}^{第3項}の規定により、浄化槽保守

点検業者の^登更新^録を受けたいので、次のとおり申請します。

申請時において既に受けている登録	登録番号	第 号
	登録年月日	年 月 日
法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準じる者)の氏名		
営業区域の総数		
浄化槽管理士の人数		
営業所の状況	別紙のとおり	
備考		

- 注 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 不用の文字は、消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別紙

営業所	名称				
	所在地		(〒 -) 電話() -		
	管轄する営業区域名				
	浄化槽管理士	氏名			
		浄化槽管理士免状	交付番号		
			交付年月日		
		上記の営業区域の専任, 兼任の別			
営業所	名称				
	所在地		(〒 -) 電話() -		
	管轄する営業区域名				
	浄化槽管理士	氏名			
		浄化槽管理士免状	交付番号		
			交付年月日		
		上記の営業区域の専任, 兼任の別			
営業所	名称				
	所在地		(〒 -) 電話() -		
	管轄する営業区域名				
	浄化槽管理士	氏名			
		浄化槽管理士免状	交付番号		
			交付年月日		
		上記の営業区域の専任, 兼任の別			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

誓 約 書

浄化槽保守点検業者登録申請者，その役員及び法定代理人は，広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号までの各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

広島県知事様

氏名	生年月日	役職名	住所

営業所ごとに備える浄化槽保守点検器具等明細書

営業所	名称	
	所在地	

区分	器具名	数量	区分	器具名	数量
保守点検器具	マンホールふたあけ用具		汚泥試験器具	溶存酸素測定器具	
	工具類			亜硝酸イオン測定器具	
	油さし			硝酸イオン測定器具	
	グリスガン			残留塩素測定器具	
	ゴムホース			塩素イオン測定器具	
	スカム破砕用具			S V 測定器具	
	スロット掃除器			M L S S 測定器具	
	管清掃用具			スカム厚測定用具	
	夾雑物かき上げ用具			汚泥厚測定用具	
衛生・安全対策器具	ゴム手袋		試料採取・運搬器具	採水ビン	
	ヘルメット			ひしゃく	
	はしご			ビーカー	
	照明器具			汚水ピペット	
	医薬品			試験管	
	消毒剤			メスシリンダー	
	殺虫剤			汚泥採取用具	
	殺虫剤散布器			クーラーボックス	
水質	温度計		ポリタンク		
	透視度計				
	P H 測定器				

営業区域ごとに連絡を取っている又は
取る予定の清掃業者の氏名又は名称及
び営業所の所在地を記載した書類

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所
氏名

このたび、浄化槽保守点検業者の登録（更新登録）を申請するに当たり、浄化槽の
適正な管理に役立てるため、保守点検に基づいて行う清掃について、次の者と連絡を
取ることとしました。（取る予定です。）

浄化槽清掃業者の団体等		
氏名又は名称	代表者名	所在地
		〒 電話（ ） ー

上記の者から、浄化槽の清掃に関して連絡を受けるもの（受ける予定）であることを
確認し、連絡に基づき誠実に清掃業務を遂行することを確約します。

年 月 日

浄化槽清掃業者の団体等			
氏名又は名称	代表者名	確認印	所在地
			〒 電話（ ） ー

*破線から上段は申請者が、下段は浄化槽清掃業者の団体等が記入する。

浄化槽管理士の研修計画及び研修受講状況

業者名：

浄化槽管理士 氏名	研修計画 ^{※1} (受講予定年度)	研修受講状況 ^{※2} (受講年度)
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度

※1 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年広島県規則第62号）第3条第1項第5号に規定する浄化槽管理士の研修計画

※2 受講状況は、直近の登録の有効期間内について記載し、当該研修の受講証明書の写しを添付（新規登録申請の場合を除く）

記入例

(別紙5)

浄化槽管理士の研修計画及び研修受講状況

業者名：株式会社〇〇〇〇

令和2～4年度の
更新の登録申請時は、
記載不要です。

浄化槽管理士 氏名	研修計画※ ¹ (受講予定年度)	研修受講状況※ ² (受講年度)
〇〇 〇〇	令和5年度	令和2年度
△△ △△	令和6年度	令和3年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度
	年度	年度

※1 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年広島県規則第62号）第3条第1項第5号に規定する浄化槽管理士の研修計画

※2 受講状況は、直近の登録の有効期間内について記載し、当該研修の受講証明書の写しを添付（新規登録申請の場合を除く）

様式第7号(第8条関係)

※登録番号	第 号
※登録年月日	年 月 日

手数料欄

浄化槽保守点検業者変更の登録申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号(〒 -)
 申請者 住 所
 氏 名
 電話番号() -
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

拡大しようとする営業区域を管轄する営業所	名 称			
	所 在 地			
拡大しようとする営業区域				
浄化槽管理士	氏 名			
	浄化槽管理士免状	交 付 番 号		
		交 付 年 月 日		
	上記の営業区域の専任、兼任の別			
営業区域の総数				
浄化槽管理士の人数				
申請時において既に受けている登録		別紙のとおり		
備 考				

- 注 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 不用の文字は、消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別紙

○申請時において既に受けている登録の内容

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準じる者)の氏名	

営 業 所	名 称				
	所 在 地		(〒 -) 電話() -		
	管轄する営業区域名				
	浄化	氏 名			
	槽管 理士	浄化槽 管理士 免状	交付番号 交 付 年 月 日		
	上記の営業区域の 専任, 兼任の別				
営 業 所	名 称				
	所 在 地		(〒 -) 電話() -		
	管轄する営業区域名				
	浄化	氏 名			
	槽管 理士	浄化槽 管理士 免状	交付番号 交 付 年 月 日		
	上記の営業区域の 専任, 兼任の別				
営 業 所	名 称				
	所 在 地		(〒 -) 電話() -		
	管轄する営業区域名				
	浄化	氏 名			
	槽管 理士	浄化槽 管理士 免状	交付番号 交 付 年 月 日		
	上記の営業区域の 専任, 兼任の別				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第8号(第9条関係)

浄化槽保守点検業者登録申請書の記載事項変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

郵便番号(〒 -)
届出者 住 所
氏 名
電話番号() -
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽保守点検業者登録申請書の記載事項に変更があつたので、広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 事 項		1 氏名若しくは名称、住所又は法人にあつては、その代表者の氏名 2 営業所の名称又は所在地 3 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者)の氏名 4 営業区域の名称 5 浄化槽管理士の氏名、免状の交付番号、交付年月日、又はその者が専任する営業区域
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		
備 考		

注 1 「変更の事項」の欄は、該当する事項の番号に○印を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第10号 (第11条関係)

浄化槽保守点検業の廃業等届出書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号(〒 -)
届出者 住 所
氏 名
電話番号() -

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽保守点検業の廃業等をしたので、広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした浄化槽保守点検業者	氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名)	
	住 所	
	登 録 番 号	第 号
	登 録 年 月 日	
廃業等をした浄化槽保守点検業者と届出者との関係	相続人，法人の役員，破産管財人，清算人，本人	
廃業等の内容	1 死亡 2 法人の合併による消滅 3 法人の破産による解散 4 法人の合併又は破産以外の事由による解散 5 浄化槽保守点検業の廃止	
廃業等を行った年月日	年 月 日	

- 注 1 「廃業等をした浄化槽保守点検業者と届出者との関係」及び「廃業等の内容」の欄は、該当する事項に○印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第9号(第10条関係)

手数料欄

浄化槽保守点検業者登録証^{書換え}再^再交付申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号(〒 -)
申請者 住 所
氏 名
電話番号() -
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条^{第1項}の規定に基づき、浄化槽^{第2項}

保守点検業者登録証の^{書換え}再^再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
営 業 区 域	
書換え交付又は再交付の理由	
記載事項の変更	変更前
	変更後

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号(第6条関係)

手 数 料 欄

浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付請求書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号(〒 -)
請求者 住 所
氏 名
電話番号() -
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第4項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を次のとおり請求します。

謄本の交付を請求しようとする業者の氏名又は名称	
謄 本 交 付 請 求 部 数	部
交 付 を 求 め る 理 由	
受 付 処 理 欄	※

注 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧請求書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号(〒 -)
請求者 住 所
氏 名
電話番号() -
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第4項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を次のとおり請求します。

閲覧を請求しようとする業者の氏名又は名称	
閲覧を求める理由	
受付処理欄	※

- 注 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第11号 (第14条関係)

浄化槽保守点検業者登録票		
浄化槽 保守点 検業者	氏名又は名称 〔法人にあつて は、その代表 者氏名〕	
	住 所	
登 録 番 号	第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
営 業 所	名 称	
	所 在 地	
	営 業 区 域	
	浄化槽管理士氏名	

注 1 登録票の縦の長さは35センチメートルとし、横の長さは40センチメートルとすること。

2 登録票の材質は、木、金属又はプラスチックとすること。

様式第14号 (第17条関係)

浄化槽保守点検業務受託状況報告書

年 月 日

広島県知事様

住 所
氏 名
登録番号 第 号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第17条の規定により、浄化槽保守点検業務の受託状況を次のとおり報告します。

報 告 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
受託件数の総数	
受 託 の 状 況	別紙のとおり

- 注 1 報告の期間は1年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごととし、報告期限はそれぞれ翌年度の4月10日までとすること。
- 2 別紙は、浄化槽保守点検業務の受託状況に係る帳簿の写し又はこれに代わるものとする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第15号 (第17条関係)

浄化槽保守点検業務実施状況報告書

年 月 日

広島県知事様

住 所
氏 名
登録番号 第 号
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第17条の規定により、浄化槽保守点検業務の実施状況を次のとおり報告します。

報 告 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
実 施 の 状 況	単独処理	基	合併処理	基
保守点検の結果、異常が認められた浄化槽及び改善措置の必要な浄化槽	別紙のとおり			

注 1 報告の期間は1箇月ごととし、報告期限はそれぞれ翌月の10日までとすること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別紙

○保守点検の結果，異常が認められた浄化槽及び改善措置が必要な浄化槽

業務実施 年 月 日	浄化槽 管理者氏名	設置場所	規模 (処理対 象人員)	処理方式	改善の必 要事項， 指摘事項	業務を実施 した浄化槽 管理士氏名	備 考

中 欄 省 略

- 注 1 処理方式欄は，単独処理(腐敗タンク方式……A，長時間ばつ気方式……B，その他の方式……C)，合併処理……Dの該当記号を記入すること。
- 2 市町ごとに区分して記載すること。
- 3 用紙の大きさは，日本産業規格A列5とする。